○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百二十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年六月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－18	VOLVO　A40　G	第一東洋株式会社	岡山県岡山市南区山田2117番地65

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百二十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年六月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
151	HANTA　HB　S－2000	範多機械株式会社	大阪府大阪市西淀川区竹島5丁目6番34号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百二十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年六月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－152	カッティングミキサー　100	緑産株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3334番地5

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百二十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年六月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－19	ヴィルトゲン　W200Hi－Sta ge4	ヴィルトゲン・ジャパン株式会社	東京都千代田区神田神保町二丁目20番6号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百二十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年六月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－20	サンドピック　Q　J241	サンドピック株式会社	兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、株式会社テナントカンパニージャパンから、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

1．変更する承認事業者の名称

旧

テナントカンパニージャパン

新

株式会社テナントカンパニージャパン

2．変更年月日

平成26年8月1日

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、ヤンマー株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

1．変更する承認事業者の住所

旧

大阪府大阪市北区茶屋町1番32号

新

大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

2．変更年月日

平成26年12月15日